

熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 熊本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、別表に掲げる区域内において生じたし尿及び浄化槽汚泥を処理する事務のうち、し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するし尿処理施設をいう。）において処理する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を山鹿市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令及びこの規約に定めるもののほか、山鹿市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 熊本市長は、必要があるときは、山鹿市長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、熊本市の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、熊本市長及び山鹿市長が協議して定める。

第4条 山鹿市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、山鹿市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の措置)

第5条 山鹿市長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を熊本市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 熊本市長及び山鹿市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第7条 山鹿市長は、委託事務の管理及び執行について適用される山鹿市の条例等を

制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ熊本市長に通知しなければならない。

2 山鹿市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を熊本市長に通知しなければならない。

3 熊本市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、熊本市長及び山鹿市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 熊本市長は、この規約の告示の際、委託事務については山鹿市の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 山鹿市がこの規約の施行の日前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、熊本市長及び山鹿市長が協議して定める。

別表（第1条関係）

市区名	区域
熊本市 北区	植木町鑑田、植木町有泉、植木町石川、植木町伊知坊、植木町今藤、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町大井、植木町荻迫、植木町小野、植木町亀甲、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町正清、植木町鈴麦、植木町大和、植木町田底、植木町滴水、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町豊田、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平井、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町舟島、植木町辺田野、植木町味取、植木町宮原、植木町舞尾、植木町山本及び植木町米塚